

富田林市総合教育会議

第1回会議録

◎ 開催日時 平成28年6月30日（木）午後4時15分～5時00分

◎ 場 所 富田林市役所 庁議室

◎ 出席者

市長	教育長	教育長 職務代理者	教育委員	教育委員	教育委員
多田 利喜	芝本 哲也	阪井 千鶴子	益田 耕吉	仲野 務	山元 直美

◎ 事務局

松田 市長公室長	嘉田 教育総務部長	山本 生涯学習部長	植野 教育総務部付 部長兼 教育指導室長
渡部 市長公室次長兼 政策推進課長	谷口 秘書課長	山本 教育総務課長	(書記)小島 教育総務課長代理

富田林市総合教育会議 第1回会議録

平成28年6月30(木)

開会：午後4時15分

閉会：午後5時00分

嘉田教育総務部長

ただ今から、富田林市総合教育会議第1回会議を開催させていただきます。
まず初めに、傍聴等に関して、ご説明させていただきます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、総合教育会議は、「原則として公開すること、また、議事録についても公表するように努めなければならない」としております。また、本日の案件にもございますが、「富田林市総合教育会議設置要綱」においても、会議の公開と議事録の公表を規定しておりますことから、本日の案件については、非公開とする理由は無いため、公開とさせていただきますので、よろしく申し上げます。
本日は、傍聴の申込みはございませんでしたので、このまま進行を進めてまいります。それでは、本日、配布しております資料のご確認をお願いいたします。まず、会議次第、資料1「富田林市総合教育会議設置要綱」、資料2「富田林市総合教育会議傍聴要領」、資料3「富田林市教育大綱（素案）」、資料4「『教育大綱』の素案に対するパブリックコメントの実施について」、本日の出席者の配席表でございます。皆様、資料はお揃いでしょうか。

それでは、次第に沿って会議を進めたいと思います。本日の会議次第の2番、多田市長よりご挨拶をお願いいたします。

多田市長

《あいさつ》

嘉田教育総務部長

どうもありがとうございました。続きまして、次第の3番、芝本教育長からご挨拶をお願いします。

芝本教育長

《あいさつ》

嘉田教育総務部長

どうもありがとうございました。ここで、第1回目の会議ということで、出席者のご紹介をさせていただきます。お手元の配席表順にご紹介させていただきます。

《出席者紹介》

続きまして、次第の4番、本日の案件に進みたいと思います。まず、案件（1）富田林市総合教育会議設置要綱について、事務局から説明をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、富田林市総合教育会議設置要綱について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。第1条では、（設置）としまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、富田林市総合教育会議の設置について明記しております。第2条では、（構成員）としまして、総合教育会議は、市長と教育委員会をもって構成することを規定しております。第3条では、総合教育会議の所掌事務を、第4条では、（会議）として、総合教育会議は、必要に応じて市長が招集すること等を規定しております。第5条では、（会議の公開）として、総合教育会議は、原則公開としますが、ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開にできることを規定しております。第6条では、議事録の公表について規定し、第7条では、総合教育会議の庶務を教育総務部教育総務課と定めております。第8条では、この要

綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定めるとしております。なお、附則としまして、「この要綱は、公布の日から施行する」としており、すでに平成28年6月8日に公布しております。簡単ではございますが、以上で、ご説明とさせていただきます。

嘉田教育総務部長 ありがとうございます。ただ今の、説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。

益田教育委員 この総合教育会議は年、何回くらい開催することになるのでしょうか。

山本教育総務課長 事務局としては、年2回程度で、4月頃と10月頃の開催を考えております。その他、緊急な案件等がありましたら必要に応じて、随時開催させていただこうと考えております。今年度につきましては、教育大綱の策定スケジュールもございますので、第2回は、9月の開催を予定しております。以上でございます。

益田教育委員 わかりました。それと、この会議への参加メンバーは、その時々案件に応じて変わるのでしょうか。

山本教育総務課長 基本的には、市長と教育長、並びに教育委員の皆様方が構成メンバーとなりますが、緊急に開催しなければならない場合も予想されますので、事務局のメンバーも含めまして、その時々会議の案件によって、決めていきたいと考えております。

益田教育委員 わかりました。

芝本教育長 今回の件について、市長と教育委員は常に会議に参加するというので、その時の案件に応じて事務局のメンバーが変わるということよろしいのでしょうか。

山本教育総務課長 はい、基本的にはそうですが、「いじめ事案」等、重大な事象が発生し、緊急に招集しなければならない場合においては、市長と教育長のお二人だけの会議をもって、総合教育会議とすることもできますので、その時の事案によってメンバーも変わることになります。

芝本教育長 わかりました。ありがとうございます。

嘉田教育総務部長 他に何かございませんか。無いようなので、次に案件(2)「富田林市総合教育会議傍聴要領」について、事務局から説明をお願いします。

山本教育総務課長 それでは、「富田林市総合教育会議傍聴要領」について、ご説明させていただきます。資料2をご覧ください。第1条では、(趣旨)としまして、「この要領は、総合教育会議の傍聴に関して、必要な事項を定める」と明記しております。第2条では、傍聴人の定員を規定し、第3条では、「傍聴の手続き」について、第4条では、「傍聴することができない者」を、第5条では、「傍聴人の遵守事項」を、第6条では、「撮影及び録音の禁止事項」を、第7条では、傍聴人の「退場」について規定しております。第8条では、(その他)としまして、この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し、必要な事項は、市長が別に定めるとしてあります。なお、附則としまして、この要領は、平成28年6月8日から施行しております。以上でございます。

嘉田教育総務部長 ただ今の、説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようなので、次に、案件(3)「富田林市教育大綱(素案)」について、事務局から説明をお願いします。

山本教育総務課長 それでは、案件(3)「富田林市教育大綱(素案)」について、ご説明させていただきます。昨年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正す

る法律」では、首長が「教育大綱」を策定することが明記されております。これは、地方公共団体の長は、民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行など、重要な権限を有していることや、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要になっていることを踏まえるためでございます。また、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることで、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしております。本市におきましても、この大綱を策定する必要がございますので、本日は、教育大綱の素案の検討をお願いするものでございます。

それでは、資料3をご覧ください。まず、構成につきましては、1ページ目「～はじめに～」から始まり、「1. 教育大綱の策定にあたって」、「2. 基本理念」、「3. 基本方針」、「4. 関係法令条文（抜粋）」としております。

次に内容ですが、1ページ目「～はじめに～」及び、2ページ目、「1. 教育大綱の策定にあたって」につきましては、教育大綱作成後に作成する予定としております。内容としましては、「はじめに」の部分は、教育大綱策定にあたり、市長のお言葉を掲載予定としており、2ページ目、「1. 教育大綱の策定にあたって」については、教育大綱の策定経過や位置づけ、大綱の期間等について記載予定です。

次に、「2. 基本理念」におきましては、まちづくりの推進には、人づくりが要であることや、「煌きのまち富田林市」で生まれ育つ子どもたちが、生きる力を身につけ、自らの可能性を伸ばすことができる教育を目指すこと、また、グローバル社会において、世界を舞台に活躍できる人材の育成に力を注ぐこと、などを明記し、『夢と希望が輝く人づくり』を本市の教育大綱の基本理念とさせていただきました。

次に「3. 基本方針」では、7つの項目をあげさせていただきました。

まず、「①『確かな学力』、『健康な体』を育みます。」の項目では、幼児教育を充実させるとともに、小・中学校の連携を図り、「自ら考え、自ら判断する力や表現する力を育む教育の推進」と安全で安心な学校給食を実施し、食育を推進するとしております。また、幼児教育の充実に関し、「富田林市立幼稚園・保育所ありかた検討委員会」の議論を踏まえつつ、幼稚園と保育所との連携をすすめ「子育てしやすいまち富田林市」を実現します、としております。更に、子どもたちの体力を向上させるため、学校教育活動全体で積極的に取り組むこととしております。

次に、「②ふるさと富田林市を愛し、『豊かな心』を育みます」の項目では、本市の伝統や文化を尊重し、地域に貢献できる道徳的実践力を兼ね備えた子どもを育むとともに、道徳教育の充実を図り、他者を思いやる心や生命を尊重する心を持った、人間性豊かな子どもの育成に取り組むとしております。また、「富田林市いじめ問題対策委員会」と各学校園が連携し、いじめ事象の未然防止、早期発見、早期対応の対策を推進し、重大事態が発生した場合は、庁内各課連携のもと、迅速に対応し、解決にあたるとしております。

次に、「③学校園、教職員の教育力向上に取り組めます。」の項目では、次世代を担う子どもたちに、心豊かにたくましく生きる力を育むためには、学校園の教育力向上や教職員の資質向上が必要であることをあげ、教育活動の支援や教職員の研修会等の

機会の充実に努めるとしております。

次に、「④より良い教育環境の整備に取り組めます。」の項目では、子どもたちが、学校園で、安心して学び、安全で快適に過ごすことができるよう、施設の計画的な整備を進めることや、子どもたちの学びを支える教材や備品についての整備にも努めること、また、子どもたちの安全を確保するため、地域や関係機関と連携し、安全教育や防災教育に取り組むとしております。

次に、「⑤家庭教育を支援し、地域に根差した教育を推進します。」の項目では、子どもの教育に関して重要な役割を果たす家庭教育の支援に努め、家庭・地域・学校が連携し、次の時代を担う新しい世代づくりを進めるとともに、生涯にわたり学び活躍できる教育を推進するとしております。また、子どもたちが健やかに成長できるよう、自然やスポーツ・文化・芸術などの様々な分野での体験や交流などの学習活動を実施するとしています。

次に、「⑥生涯にわたって学べる環境づくりを推進します。」の項目では、市民の学習ニーズに対応した情報提供を進め、誰もが自主的に学習できる環境を整え、市民ひとりひとりの生涯にわたる学習活動を支援するとしております。また、市民が健康で充実した生活を送ることができるよう、スポーツ・芸術文化に参加できる機会の充実に努めるとしてしております。

次に、「⑦歴史的風土を活かし文化財の保護と活用に努めます。」の項目では、本市ならではの歴史的風土や資源を活かし、地域の貴重な文化財や歴史遺産の保護と活用、啓発に努めるとしてしております。また、郷土の魅力や伝統ある歴史文化について、再発見できる機会の充実に努め、次世代に継承できるように取り組むとしております。

続きまして、「4. 関係法令条文」では、「教育大綱」の策定についての法的根拠である「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を抜粋して記載しております。

以上のとおり、事務局といたしましては、この内容で教育大綱の素案とさせていただきたいと考えておりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、この後の案件にもございますが、本日ご審議いただいたものを「教育大綱（素案）」として、パブリックコメントを実施したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

嘉田教育総務部長

それでは、ただ今、説明のありました「教育大綱（素案）」について、ご審議いただきたいと思っておりますので、何かご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

芝本教育長

まず、市長には、富田林市の教育行政の根幹をなす、「教育大綱」の素案を作成していただきまして、誠にありがとうございます。素案の中身についても非常にわかりやすくなっていると思います。特にこれからの富田林市を拓く子どもたちの育成について、いろいろと重要なことを明記していただいていると感じました。例えば、3ページの下段から4ページの上段部分では、学校での子どもの育成について、5ページでは、家庭教育の支援についても記載していただいております。非常に有り難く思っているところです。特に、3ページ、4ページのところでは、いわゆる「生きる力」というのが、現代の社会変動の中で求められておりますが、その3つの要素である「確かな学力」、「健康な体」、「豊かな心」という3つの大切な要素を明記していただいております。

おります。このことに関しまして、これからの本市の学校教育のあり方について、改めて、市長のお考えをお聞かせ願いたいのですが、よろしいでしょうか。

多田市長

子どもというのは、若い力を持った、これからの社会の大切な担い手であり、まさに「本市の宝」であると言えます。そういった中で、「まちづくりは、人づくりから」という考えに基づきまして、学校教育を通した子どもの健全育成は、明日の富田林市の発展に繋がる極めて重要な営みであると考えております。

急激に進むグローバル社会、あるいは、変化の激しいこれからの社会にあって、「確かな学力」、「豊かな心」、そして「健康な体」を持ち、世界を舞台に活躍し、日本の未来を切り拓く人材、また、地元を愛し、地域に貢献する道徳的実践力を兼ね備えた子どもを育むための教育を推進していくことが肝要であると、考えているところでございます。

芝本教育長

力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

嘉田教育総務部長

他に何かございませんか。

山元教育委員

基本方針の④で、学校園の施設について、「計画的な整備を進めます。」とありますが、現在、計画している整備は何かあるのでしょうか。

嘉田教育総務部長

ただ今の質問については、事務局から回答する方が良いと思いますので、お願いします。

山本教育総務課長

はい、今現在、主な整備については、今年度から、3箇年で中学校全校の普通教室にエアコンを設置する計画をしております。その他としましては、吊り天井等の非構造部材の耐震化を今年度から平成32年度までの5年間で整備する計画をしております。以上でございます。

山元教育委員

わかりました。今は、どこで、災害が起こるか分からない時代なので、私は、やはり子どもたちの安全確保というのは、最も重要なことだと思っています。この「教育大綱」にも「安全確保に向けての整備や防災教育について取り組む」と明記していただいておりますので、本当に安心しました。ぜひとも、子どもたちの安全を一番に考えて取り組んでいただきますよう、今後お願いしたいと思います。

多田市長

ご意見ありがとうございます。本市としましても、子どもたちの安全を第一に考えております。皆様ご存じのとおり、学校施設の耐震化については、早くから取り組んでまいりまして、国が示しました平成27年度という目標を1年前倒しで完了したところでございます。現在も事務局から説明があったように、非構造部材の耐震工事に取り組んでいるところでございます。

これからも、子どもたちの安全・安心を第一に考えて取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

山元教育委員

どうもありがとうございます。

阪井教育長職務代理者

「基本方針」の②に「いじめの問題」について記載していただいておりますが、平成25年に成立した「いじめ防止対策推進法」においては、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、それぞれの地域の状況に応じた施策を策定する。そして、実施する責務を有する。」となっております。これは具体的には、地方公共団体が「いじめ防止基本方針」を策定して、万が一の重大事態が発生した時には、迅速に第三者委員会を立ち上げることができるよう附属機関を設置し

ておくことが求められていると思っております。

実際、大阪府下の各市町村でもその準備が進められていると聞いておりますが、本市でも、それらに対応する必要があると思っておりますが、市長としてのお考えはいかがでしょうか。

多田市長

本市の場合、すでに教育委員会の内部におきまして、他の自治体に先んじて、「富田林市いじめ問題対策委員会」を設置しております。ここでは、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めていただいている状況であります。富田林市としても「いじめ防止基本方針」の策定と、万が一の重大事態を想定いたしまして、附属機関を設置する必要があると考えております。

今後は、首長部局内において、担当課を定め、教育委員会とも連携を図りながら、準備作業に取りかかるよう指示したいと考えております。

阪井教育長職務代理者
仲野教育委員

わかりました。よろしく申し上げます。

6ページの基本方針の⑦で、「地域の貴重な文化財や歴史遺産の保護と啓発に努め、次世代に継承できるように取り組む」と明記していただいています。実際、小学校3年生では、地域のことについて、特に富田林市では寺内町について、社会科で学習するわけですが、「次世代に継承できるように取り組む」ととても大切なことを明記していただいています。すばらしいことだと感じました。最近、定例の教育委員会議でも話題にしておりましたが、街の電柱などに「東高野街道」の標識があるのを見かけ、大変嬉しく思っておりました。富田林市には、いろいろな歴史遺産や歴史文化がありますので、子どもたちに伝え、継承していけるよう、今後ともより一層の取り組みをお願いしたいと思います。

山本教育総務課長

ご意見どうもありがとうございます。本市には、「富田林寺内町」など、いろいろな歴史遺産がございます。本市ならではの歴史・文化・自然を活かした魅力的なまちづくりに取り組んでいるところです。先程、ご意見をいただいた「東高野街道」の標識のように、本市の歴史遺産について、子どもたちだけでなく、市民の方々が身近に感じられるような継承の方法も検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

仲野教育委員
嘉田教育総務部長

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

他に何かご意見等はございませんか。特に無いようなので、本日お示ししました「教育大綱（素案）」については、本文の修正に関してのご意見もございませんでしたので、原文のままで、ご賛同いただけますでしょうか。

各教育委員
多田市長

はい、結構です。

ただ今、教育大綱の素案に対しまして、ご賛同いただき、ありがとうございます。様々な観点から教育委員の先生方にいただきましたご意見につきましては、しっかりと受け止めていきたいと考えております。

嘉田教育総務部長
山本教育総務課長

次に案件（4）パブリックコメントの実施について、事務局から説明をお願いします。それでは、案件（4）パブリックコメントの実施について、ご説明させていただきます。案件（3）でご賛同いただいた「教育大綱（素案）」につきまして、広く市民の方のご意見を聴くことも必要でありますことから、パブリックコメントを実施したいと考えております。実施期間は、平成28年7月13日（水）～8月12日（金）ま

で、素案の閲覧方法としましては、7月13日から、市役所（情報公開課及び教育総務課）、金剛連絡所、総合福祉会館、けあばる、かがりの郷、人権文化センター、中央・金剛・東公民館、中央・金剛図書館、青少年センター、すばるホール、レインボーホール、保健センター、市民総合体育館、総合スポーツ公園、きらめきファクトリー、または、市ウェブサイトの市役所ご案内「パブリックコメント」でご覧いただけるようにいたします。ご意見の提出方法としては、住所、氏名、電話番号、ご意見を記入し、はがき、封書、ファックス、Eメールで、8月12日（金）（消印有効）までに、市役所教育総務課に提出していただくかたちになります。

なお、いただいたご意見を集約した後、「教育大綱（素案）」について必要な修正を行い、パブリックコメントの結果報告も含め、次回の総合教育会議での案件にしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、ご説明とさせていただきます。

嘉田教育総務部長
芝本教育長

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

パブリックコメントでご意見をいただいた時の対応について、どのように進めていくのでしょうか。

阪井教育長職務代理者

今の質問に合わせて、いただいたパブリックコメントをウェブサイト等で公開するのでしょうか。

山本教育総務課長

パブリックコメントについては、公開することになっております。

阪井教育長職務代理者

個別に回答はしませんとしているので、ご意見だけを公開するということでしょうか。

山本教育総務課長

一人ひとり個別に回答はしませんが、いただいた質問に対しての回答も公開することになります。

阪井教育長職務代理者

わかりました。

嘉田教育総務部長

他に何かございませんか。特に無いようなので、パブリックコメントについては、事務局の説明通り実施させていただきます。

それでは、これで本日の議事は、すべて終了となりました。これもちまして、富田林市総合教育会議第1回会議を終了させていただきます。

なお、次回の総合教育会議の日程でございますが、9月1日（木）の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。